

# 食 品 衛 生 情 報

令和7年10月14日号

大津市保健所

## 食品の消費期限、賞味期限の設定について

**消費期限、賞味期限は、原則として、製造業者、加工業者、販売業者又は輸入業者が責任を持って設定し、表示する必要があります。**

- 消費期限又は賞味期限の設定は、食品の特性、品質変化の要因や原材料の衛生状態、製造・加工時の衛生管理の状態、容器包装の形態、保存状態等の諸要素を勘案し、科学的・合理的に行うことが求められています。
- このため、表示責任者において、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能検査等を含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知見等を有効に活用することにより、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定する必要があります。
- 食品の期限表示の設定に関しては、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を御確認ください。

<食品期限表示の設定のためのガイドライン(消費者庁ホームページ)>

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/assets/food\\_labeling\\_cms201\\_250328\\_1029.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_250328_1029.pdf)

<お問い合わせ先>  
大津市保健所 衛生課  
食品指導係

電話:077-522-8427  
FAX:077-522-7373  
e-mail:otsu1441@city.otsu.lg.jp